

第1章 計画の策定にあたって

1.「地域福祉」とは…

「地域福祉」は、すべての人びとが住みなれた地域で、地域の一員として尊厳をもって、安心して暮らせるよう地域住民と社会福祉関係者が協力して、地域の福祉課題の解決に取り組むことです。

「福祉」というと、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉などの対象ごとに分かれており、これらの分野別に市が必要な福祉サービスを提供する、「特定の対象者のため」という意味合いが強いものでした。しかし、誰でも病気になったり、子育てで悩んだりするなど日頃の生活の中で、手助けが必要になるときがあります。

また、制度だけでは解決できないさまざまな「狭間」と言われる福祉課題、例えば年齢を問わず増加傾向にある「引きこもり」、「失業や低所得による経済的困窮」、「自殺」、「社会的孤立」など、地域の課題は多様化しています。さらに、「ダブルケア」や「8050問題」、家庭の中でこどもが過度な家事や介護を担う「ヤングケアラー」、障がいなどにより就労できず困窮する世帯など、「高齢者」「障がい者」「子ども」「生活困窮」などの分野ごとの制度・サービスでは対応できない複合的に絡み合った課題を抱える世帯も増えており、課題が深刻化する前の周囲の関わりが大切となっています。

社会福祉法第4条には「地域福祉の推進」が規定され、地域住民自身が、“地域福祉の担い手”として位置づけられており、住民の主体的な参加による福祉のまちづくりが求められています。そのため、支援を必要としている人に市や専門機関だけではなく、地域住民や福祉活動団体、ボランティアなど地域に関わるすべての人や団体が協働して、「共に支え合うしくみ」をつくっていくことが重要となっています。

地域福祉の推進のためには、地域住民、関係機関・各種団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たしながら、「自助」「互助」「共助」「公助」の特徴を活かして連携することで、必要に応じた支援を選択し、提供される体制づくりが必要です。

自 助	自分自身や家庭の中で日常的な課題を自分で解決を図る
互 助	地域の中の助け合い(ボランティア・NPO等を含む)で解決を図る
共 助	医療保険制度や介護保険制度など制度化された相互扶助で解決を図る
公 助	行政などが行う公的なサービスを活用して解決を図る

2.「地域福祉計画」とは…

「地域福祉」のしくみをつくり、計画的に取り組みを進めていくために、市は「地域福祉計画」をつくります。「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく行政計画であり、地域福祉を推進するための役割を担うものです。市が地域で行う取り組みの方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開していく上での基本事項を定めるものです。

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3. 計画策定の背景と目的

急速な少子高齢化及び人口減少の進展により、高齢者のみの世帯や年齢を問わず単身世帯が増加するなど世帯構造が変化し、人の価値観の多様化などに伴い地域社会や共同体の機能も変容しています。また、コロナ禍により生活基盤が脆弱な世帯が顕在化し、長引く不況や雇用形態の多様化に伴う所得格差なども含めた生活困窮者への対策が急務となり、人と人とのつながりもこれまでより薄れています。さらに、頻発する自然災害により、日常生活が突然失われる危険性も高くなっており、災害時に特に配慮を要する方への要支援者対策などの課題への対応も求められています。

このようにさまざまな要因を背景として、地域における福祉ニーズは多様化・複雑化し、それにより、複合的に絡み合った生活課題を抱える人も増えており、既存の制度・サービスでは対応できない、支援が届かない人も増えています。そのため、分野や属性を超えて包括的な支援を提供できる体制づくりが求められています。国では、すべての住民を対象とする包括的支援体制の構築のため、法制化により新たに重層的支援体制整備事業が創設され、それぞれの分野が少しずつ重なり合うことで、制度の狭間を無くし、抜けや漏れのない支援を行うために、関係部署や関係機関等による情報共有や連携を広げることが必要となります。

一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的な制度やサービスだけでは対応できないことも少なくありません。生活課題を深刻化させないためには、地域で互いに助け合い、支え合うことが不可欠です。自治会、地区社会福祉協議会などの地域団体、民生児童委員、ボランティア団体、NPO 法人などが、地域の福祉課題の解決に取り組んでいます。組織率の低下や担い手の減少なども問題となっています。一方で企業などによる社会貢献活動の取り組みが広がっていることから、福祉という分野にとらわれない多様な主体の参画による連携・協働を進めることも必要です。

個人や世帯が抱えるさまざまな課題に包括的に対応し、地域の実情に応じて総合的に支援を展開するために多様な主体が連携することで、地域社会が同じ目標を持ち、持続可能な地域づくりに取り組んでいくことが必要となっています。

本市では、平成31年3月に「第三次坂出市地域福祉計画(以下、第三次計画という)」を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などの主体的な福祉への取り組み支援などの施策を進めてきましたが、第三次計画の「お互いに、支え合い、ふれあいのあるまち」の実現のため、本市における課題を再度整理し、地域における「新たな支え合い」の仕組みを構築することを目的として、「第四次坂出市地域福祉計画(以下、第四次計画という)」を策定することとします。

4. 計画の期間

第四次計画の計画期間は、令和 7 年度を初年度とし、目標年次を令和 12 年度とする概ね 6 カ年の計画とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
計画期間	第三次計画期間											
			一部見直し※			見直し期間	第四次計画期間					

※法改正により一部見直し

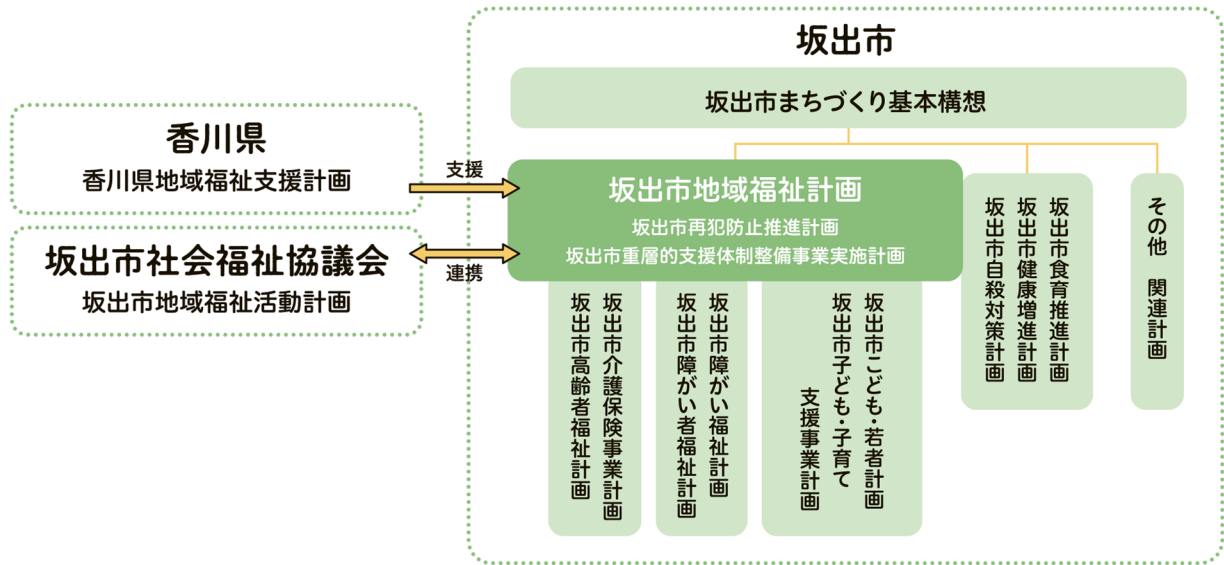
5. 第四次計画の位置づけ

第四次計画は、「市民共働のまちづくり」を基本理念とする坂出市まちづくり基本構想に即した福祉分野の計画です。福祉分野の個別計画としては、①高齢者福祉計画、介護保険事業計画、②障がい者福祉計画、障がい福祉計画、③こども・若者計画、子ども・子育て支援事業計画がありますが、第四次計画は、これらの個別計画の理念や施策などを総合化、補完するものです。

個別の施策は既存計画を優先し、第四次計画では、再犯防止推進計画・重層的支援体制整備事業実施計画を包含し、地域福祉推進のための共通理念や福祉ビジョンを明らかにします。

また、地域福祉推進の中心的な担い手となる坂出市社会福祉協議会が主となり作成する「地域福祉活動計画」は市民・民間団体などが主体となって取り組む行動計画であり、両計画が相互に連携をとり、本市の地域福祉を推進していきます。

【第四次計画の位置づけ】



6. 計画の策定方法

（１）策定委員会の設置

幅広い関係者の参画により、本市の地域特性に応じた事業展開に努めることが必要であることから、学職経験者、関係団体代表者、公募により選出された者をもって構成する、「坂出市地域福祉計画策定委員会」を設置し、各種団体や市民の意見を広く反映させながら計画を策定しました。

（２）市民アンケート調査の実施

対 象 者	令和 6 年 6 月 26 日現在、住民基本台帳を基に 18 歳以上の中から無作為抽出した 2,000 名
実施期間	令和 6 年 7 月 10 日（水）～令和 6 年 7 月 31 日（水）
実施方法	郵送配布、郵送回収、オンライン回答

（３）調査票の回収状況

配布数	回収数（オンライン回答数）	回収率
2,000 件	858 件（121 件）	42.9%

年代別	18～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70～ 79 歳	80 歳 以上	無回答	総数
配布数	263	211	265	305	283	364	309		2,000
回収数	61	58	91	116	146	220	155	11	858
回収率	23.2%	27.5%	34.3%	38.0%	51.6%	60.4%	50.2%		42.9%

※注記：集計後に回収したものを含めると、9 月 17 日現在で 870 件、回収率 43.5%となっています。ただし、回収率やアンケート結果には反映されていません。

（４）第三次計画の検証

第三次計画の「行政等が取り組むこと」について各課ヒアリング調査を実施し、進捗状況や課題等について取りまとめを行い、計画策定のための基礎資料としました。

（５）市社会福祉協議会との連携

地域福祉活動計画「第6次 坂出ふくしプラン21」を市社会福祉協議会が同時期に策定するため、市社会福祉協議会のワーキンググループでの議論の内容等について把握、確認を行い、計画策定のための基礎資料としました。

（６）関係団体等ヒアリング調査の実施

坂出市内で活動している団体、民生児童委員、地区社会福祉協議会等に対して「地域福祉に関する団体ヒアリング調査」を実施し、計画策定のための基礎資料としました。

日時		団体名
8月5日	10:00～11:00	坂出市老人クラブ連合会
	16:00～17:00	坂出地区更生保護女性会
8月6日	9:30～10:30	坂出市身体障がい者団体連合会
	11:00～12:00	坂出市地区社会福祉協議会連絡協議会
8月7日	9:30～10:30	坂出市福祉老健施設連絡協議会
	11:00～12:00	精神障害者家族会白梅会
	13:30～14:30	坂出市連合自治会
	15:00～16:00	坂出市保育所等保護者会連合会
	16:30～17:30	坂出市 PTA 連絡協議会
8月8日	9:30～10:30	坂出市婦人団体連絡協議会
	15:00～16:00	坂出市民生児童委員協議会連合会
8月9日	13:30～14:30	さかいで地域子育て支援ネットワーク（きんときネット）
	15:00～16:00	坂出青年会議所
8月19日	14:00～15:00	坂出市ボランティアセンター
	15:30～16:30	坂出市手をつなぐ育成会
8月21日	10:30～11:30	坂出市発達障がい児（者）親の会
8月23日	16:00～17:00	坂出地区保護司会